

公益財団法人 似鳥財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人似鳥財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、北海道の未来をつくるための社会福祉及び公共に関する諸活動に対して支援する事業を行い、もって北海道の社会福祉向上及び公共活動向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 社会福祉に関する事業の支援
 - (2) 障害(児)者福祉事業及び障害(児)者福祉に関する支援
 - (3) 養護施設、養護学校等の事業に関する支援
 - (4) 高齢者福祉事業及び高齢者福祉に関する支援
 - (5) 児童・青少年の健全育成事業に関する支援
 - (6) 地域社会の福祉向上事業及び地域社会福祉に関する支援
 - (7) 地域コミュニティの活性化を図る事業の支援
 - (8) 災害時の被災者支援や復興支援活動
 - (9) 環境保護や地域資源の有効活用に関する活動の支援
 - (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項に規定する事業については、北海道において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の基本財産は、第4条の事業を行うために不可欠な財産とし、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立に際して拠出される財産
 - (2) 基本財産として寄付された財産
 - (3) 理事会で組み入れることを決議した財産
- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するた

めに善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書その他法令で定める書類については、毎事業年度開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類その他法令で定める書類

第4章 評議員

(評議員)

第9条 この法人に評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ) 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ) 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ) 当該評議員の使用人

ニ) ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ) ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ) ロからニに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ) 理事

ロ) 使用人

ハ) 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ) 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人又は認可法人

3 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の数の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員として権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第12条 評議員に対して、各年度の総額が年額50万円を超えない範囲で評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給する。

2 評議員は、その職務を行うに要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任並びに理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準及び額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他、評議員会で決議するものとして法令、又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第17条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 前各項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第195条の要件を満たしたときは、評議員の報告があったものとみなす。

(議事録)

第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人1名が前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上10名以内
 - (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、2名以内を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任等)

第20条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行する。業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行することができる。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了の時までとする。増員により選出された理事の任期は、現任者の任期の残存期間とする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲において、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を、報酬等として支給することができる。

(損害賠償責任の免除)

第26条 この法人は、一般法人法第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第27条 この法人は、一般法人法第198条において準用する同法115条第1項の規定に

より、非業務執行理事又は監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約をすることができる。ただし、その契約に基づく損害賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 基本財産の組入れ、処分又は除外の承認

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、代表理事がこれに当る。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

3 前2項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第98条の要件を満たしたときは、理事会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 選考委員会

(選考委員会)

第34条 この法人は、第4条各号に記載する事業に係る選考を行うため、選考委員会を設置する。

- 2 選考委員会の委員は、学識経験者の中から理事会で選出し、代表理事が委嘱する。
- 3 選考委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める選考委員会規程による。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、評議員会の決議により変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第36条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第37条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人、又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人、又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第39条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 附則

(設立時評議員)

第41条 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 大 谷 喜 一

設立時評議員 長 内 順 一
設立時評議員 似 鳥 百 百 代

(設立時役員)

第42条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 似 鳥 昭 雄
設立時理事 似 鳥 靖 季
設立時理事 松 村 孟
設立時理事 加 藤 千 加 子
設立時理事 石 水 創
設立時理事 橋 本 喜 生 子
設立時理事 小 鍛 冶 洋 介
設立時代表理事 似 鳥 昭 雄
設立時監事 小 嶋 京 子

(設立者の氏名及び住所、並びに、設立に際して拠出する財産及びその価額)

第43条 設立者の氏名及び住所、並びに、設立に際して拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

設立者 似 鳥 昭 雄
拠出する財産及びその価額 現金300万円

(法令の準拠)

第44条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。